

## 議第 5 9 号

広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 3 項の規定により、次のとおり広島県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年指令市行第 6 6 号）の一部を関係地方公共団体と協議して変更する。

広島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

広島県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年指令市行第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表第 3（第 1 7 条関係）

| 区 分                                   | 負担する割合又は額                         |
|---------------------------------------|-----------------------------------|
| 1 共通経費（2の項に掲げるものを除く。）                 | 均等割 100分の10                       |
|                                       | 高齢者人口割 100分の50                    |
|                                       | 人口割 100分の40                       |
| 2 広域連合電算処理システムに係る機器に要する経費のうち、規則で定める経費 | 経費割 100分の100                      |
| 3 医療給付に要する経費                          | 高齢者医療確保法第98条に定める市町の一般会計において負担すべき額 |
| 4 保険料その他の納付金                          | 高齢者医療確保法第105条に定める市町が納付すべき額        |

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第 3 の規定は、平成 3 0 年度以後の年度分の関係市町の負担金について適用し、平成 2 9 年度分までの関係市町の負担金については、なお従前の例による。

（提案理由）

広島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を関係地方公共団体と協議して変更するため、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、この案を提出する。